

山梨県公報

第二千二百三十七号

平成二十四年

六月十八日

月 曜 日

目 次

告 示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………三五三

換地計画の決定……………三五四

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三五四

人事委員会

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………三五四

告 示

山梨県告示第二千二十四号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年六月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(平成十七年山梨県告示第二千一号の二)の一部を次のように改正する。

本則の表一の項中「総号得点及び順位」を「試験種目別得点、総合得点及び順位」に、「合格発表の日から一か月間」を「合否通知を発送した日から一か月間。ただし、合格者については、最終選考結果通知を発送した日から一か月間。」に改め、同表一の項中「同右」を「合格発表の日から一か月間」に改め、同表中二十二の項を二十四の項とし、

二十一の項を二十三の項とし、同表二十の項中「同右」を「合格発表の日から一か月間」

に改め、同項を二十二の項とし、同表十九の項中「総合得点及び順位」を「試験種目別得点、総合得点及び順位」に、「同右」を「合否通知を発送した日から一か月間。ただし、合格者については、最終選考結果通知を発送した日から一か月間。」に改め、同項を二十一の項とし、同表十八の項を二十の項とし、十五から十七までの項を二項ずつ繰り下げ、同表十四の項中「同右」を「合格発表の日から一か月間」に改め、同項を十六の項とし、同表十三の項を同表十四の項とし、同項の次に次の一項を加える。

十五 山梨県職員職業訓練
選考採用試験

試験種目別得点、総合得点
及び順位

合否通知を
発送した日
から一か月
間。ただし
、合格者に
ついては、
最終選考結
果通知を発
送した日か
ら一か月間

同右

本則の表十二の項記録項目の欄中「同右」を「科目別得点」に、同項開示期間の欄中「同右」を「合格発表の日から一か月間」に改め、同項を十三の項とし、同表十一の項の次に次の一項を加える。

十一 山梨県職員研究職(デザイン)選考採用試験

試験種目別得点、総合得点
及び順位

合否通知を
発送した日
から一か月
間。ただし
、合格者に
ついては、
最終選考結
果通知を発
送した日か
ら一か月間

同右

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第二百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営畑地帯総合整備事業（明野地区永井原工区）の換地計画を定めたので、次のとおり
関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ
る。

平成二十四年六月十八日

山梨県知事 横内 正 明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年六月十九日から同年七月十七日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申立期間

平成二十四年七月十八日から同年八月一日まで

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとお
り特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センタ
ーに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年六月十八日

山梨県知事 横内 正 明

一 申請のあつた年月日 平成二十四年六月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並
びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人ケアサポート甲斐コアラ

2 代表者の氏名 金丸 弘志

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市篠原四千五十八番地二

4 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅サービ
ス事業、介護予防サービス事業、介護タクシー事業を行い、公共の福祉の増進に寄
与することを目的とする。
三 縦覧期間 平成二十四年六月八日から同年八月七日まで

人事委員会

山梨県人事委員会告示第一号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名
称等の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十四年六月十八日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務
の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名
称等（平成十七年山梨県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

身体障害者を対象とした職 員採用選考	同右	同右
-----------------------	----	----

同右

を

身体障害者を対象とした職 員採用選考	同右	同右
職員採用選考（研究）	人事委員会が実施する個別面 接得点及び順位	任命権者 が最終選 考結果通 知を発送 した日か ら一か月 間
職員採用選考（獣医師）	同右	同右
職員採用選考（職業訓練）	同右	同右

附則
この告示は、公布の日から施行する。

同右	同右		同右	同右
----	----	--	----	----

に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番